

富山市地域優良賃貸住宅の認定制度について

富山市では高齢者世帯や障害者世帯、子育て世帯など居住の安定に特に配慮が必要な世帯に対する賃貸住宅の供給促進と拡大を図るため、地域優良賃貸住宅制度を設け、この制度に基づき認定された優良な賃貸住宅への整備補助や家賃の減額に対する助成を行います。

<主な認定基準>

項 目	一般型	高齢者型
対 象 エ リ ア	まちなか区域、公共交通沿線居住推進補助対象地区	
管 理 期 間	10年以上	20年以上
入 居 者 要 件	月額の家賃所得が38万7千円以下の者で、次のいずれかに該当するものであること ア. 子育て世帯 イ. 新婚世帯 ウ. 障害者等世帯 エ. 高齢者世帯 オ. 災害により滅失した住居に居住していた者	月額の家賃所得が38万7千円以下の60歳以上の者で、単身または同居者が次のいずれかに該当する方であること ア. 配偶者（内縁関係にある方を含む） イ. 60歳以上の親族 ウ. 要介護・要支援認定を受けた60歳未満の親族 エ. 当該入居者と同居させることが必要と市長が認める者
整 備 補 助	な し ※別途、まちなか及び公共交通沿線共同住宅建設促進補助を受けることは可能	あ り
家 賃 補 助	あ り	あ り
戸 数	10戸以上（まちなかは5戸以上）	5戸以上で35戸以下
住 戸 面 積	55㎡以上	40㎡以上
住 戸 設 備	住戸内に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えること	
食 事 提 供 の 要 件	な し	食事提供に関するサービスを行い、入居者の3分の1以上の人数が同時に共同して利用できる食堂を設けること
緑地、空地、高さ、敷地面積等	富山市まちなか居住推進事業制度要綱及び 富山市公共交通沿線居住推進事業制度要綱の定めに従うこと	

<整備に対する補助>

主 な 条 件	内 容
対象となる建築物	民間事業者が新規建設するサービス付き高齢者向け住宅 (改良は含まない)
補 助 額	予算の範囲内で、 ・ まちなか区域 1 2 0 万円／戸（上限 4, 2 0 0 万円） ・ 公共沿線地区 7 0 万円／戸（上限 2, 4 5 0 万円）
事 前 協 議	原則として、 <u>工事着工の前年 1 0 月中旬までに</u> 居住政策課へ事前協議を行ってください。 ※予算の範囲内での選定となりますので、補助金の交付を確約するものではありません。
そ の 他	・ 富山市地域優良賃貸住宅の供給計画の認定を受けていること ・ サービス付き高齢者向け住宅としての登録を受けていること ・ 国のスマートウェルネス住宅等推進事業の補助金交付決定を受けていること

<家賃減額に対する補助>

主 な 条 件	内 容
対象となる住宅	富山市地域優良賃貸住宅の認定を受けた賃貸住宅
補 助 期 間	1 0 年
補 助 額	$\text{契約家賃額} - \text{入居者負担額} = \text{補助額}$ （入居者の収入等によって決まる）

※詳細については居住政策課（076-443-2112）までお問い合わせください。